

議会案第 3 号

階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり、地方自治法第 112 条第 1 項及び階上町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 12 月 4 日提出

提出者	階上町議会議員	大 江 和 夫
賛成者	階上町議会議員	百 目 木 和 俊
賛成者	階上町議会議員	小 松 雅 彦
賛成者	階上町議会議員	小 坂 正 年

階上町議会議長 長 根 岩 夫 殿

階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 階上町議会議員の期末手当支給条例(昭和 36 年階上町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「100 分の 177.5」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

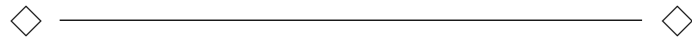
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の階上町議会議員の期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

第 3 条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の階上町議会議員の期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当

は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



提案理由

階上町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(議員の議案提出権)

第112条第1項 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

▽階上町議会会議規則

(議案の提出)

第14条第2項 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。